

国立リハPO・OB会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、国立リハPO・OB会と称する。

(本部)

第2条 本会は、本部事務局を国立障害者リハビリテーションセンター学院義肢装具学科に置く。

(支部)

第3条 本会は、必要に応じ会長の指示により支部を設置することが出来る。

(趣旨)

第4条 本会は、義肢装具業界の発展の為に会員間の交流、研鑽及び、国立障害者リハビリテーションセンター学院義肢装具学科学生会等との交流を行うことを趣旨とする。

(活動)

第5条 本会は、前項の目的を達成する為に次の各号の活動を行う。

- (1) 総会、研究発表会、セミナー、講習会などの開催、運営
- (2) 国内外の情報・資料の収集、技術交流、技術協力
- (3) 関係諸団体との連絡調整
- (4) その他、本会の目的を達成するのに必要な活動

第2章 会員

(資格)

第6条 正会員は、国立身体障害者（改名後、国立障害者）リハビリテーションセンター学院義肢装具専門職員養成課程および義肢装具学科の卒業生であること。

2 特別会員は、役員会において推薦され、総会において承認されたものであること。

3 名誉会員は、本会に功労のあったものまたは学識経験者で、役員会において推薦され、総会において承認されたものであること。

(入会)

第7条 本会に入会資格のあるもので入会を希望するものは、事務局で所定の手続きを取ることで入会できる。

(退会)

第8条 本会の会員は、その旨を役員会に届け、その承認を受けた上で退会できる。

2 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(再入会)

第9条 前条第2項(2)により退会した者は、事務局で所定の手続きをとることにより再入会できる。

2 再入会時には、再入会金を納入しなくてはならない。

3 再入会金は、再入会年度の会費に、前年度の会費の2倍の額を加算した金額とする。

4 再入会者は、再入会金を納入した時点で他会員と同様の権利と義務を負うが、退会期間中に遡って本会会員向けのサービスを受けることは出来ない。

(除名)

第10条 会員にして本会の名誉を著しく毀損し、またはこの会則に反する行為などのあったときは、総会の議決により除名することが出来る。ただし、その会員に対し、総会の前に弁明の機会を与えねばならない。

(会費)

第11条 正会員は、役員会において別に定めるところの会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費、その他の抛出金品は返還しないものとする。

第3章 役員・監事

(種別)

第13条 本会に選挙において選出された役員複数名からなる役員会を置く。

- 2 役員会は、役員の中から会長を決定する。
- 3 会長は、必要に応じて各役員の役割を決める。
- 4 前会長は、直前会長と称し特別役員として残留することができる。

(職務)

第14条 会長は本会を代表し、これを統括する。

- 2 役員会は前年度会計報告書、次年度予算案を作成し総会に提出する。
- 3 役員会は、入会費、年会費、臨時会費の額を定め管理する。
- 4 役員会は、全会員の諸問題にあたり最大限の必要処置を行う。

(任期)

第15条 役員の任期は、原則として3年間とする。ただし再任は妨げない。

- 2 新役員の任期は前役員・前監事の任期終了後もしくは選出後直ちに開始される。
- 3 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員で、役員としてふさわしくない行為のあったときには、総会の議決により解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(種別)

第17条 会議は総会及び役員会とし、総会を定期総会と臨時総会とに分ける。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。役員会は役員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会はこの会則に規定するもののほか、次の各号について議決する。

- (1) 活動計画の決定
- (2) 活動報告の承認
- (3) その他、本会の運営に関すること

2 役員会はこの会則に規定するもののほか、次の各号について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 定期総会は、毎年1回開催するものとし、日時は役員会において決定する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、又は会員の1/5以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって開催の請求があった時に開催する。
- 3 役員会は、必要なとき随時開催する。

(招集)

第21条 会議は会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会議を構成する会員または役員に対し、会議の目的たる事項及び内容ならびに日時、場所を示して30日以前に文書をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項の規定に基づく請求があった時、30日以内に会議を招集しなければならない。

(出席)

第22条 正会員は業務に支障をきたさない範囲で、総会への出席を義務とする。やむをえない理由のため、総会を欠席する場合は、所定の委任状を書面若しくは電磁的方法により提出し、これに替えることができる。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において役員会が推薦し出席会員の承認を得る。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 総会は正会員の1/5以上の出席(委任を含む)が無ければ、議事を開き議決を行うことはできない。

- 2 役員会は全役員の出席(委任を含む)が無ければ、議事を開き議決を行うことはできない。

(議決)

第25条 総会の議事は出席会員(委任を含む)の過半数の同意を持ってこれを決し、賛否同数の場合は議長により決する。

(書面決定等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、票決を委任し総会の決議に従わなければならない。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日、時、及び場所
- (2) 会員または役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員または役員の氏名(委任者を含む)
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長がこれを管理しその方法は役員会及び総会の決議による。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算、決算)

第31条 本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後1ヶ年以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第32条 当会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第33条 本会則の改正は、次の各号のいずれかの手続きにより総会に提出できる。

- (1) 役員会からの提出
 - (2) 正会員の1/5以上の賛同による書面での請求
- 2 総会に提出された改正案は、総会において会員の1/2以上の同意を得なければ変更することができない。
 - 3 会則の改正は、総会の承認を得た時には、直ちにこれを発布する。
 - 4 会則の補則に関しては前項に準ずる。

国立リハPO・OB会細則

第1章 役員選挙

(総則)

第1条 本会会則第13条に定める役員選挙については、会則に定めるもののほか、この細則による。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会(特別委員会)は会長の命により選挙に関する事務的処理を行う。

(候補者名簿の公示)

第3条 選挙管理委員会は、選任役員・監事への立候補者と、本人の承諾を得た推薦による候補者の名簿を作成し、これを公示する。

(役員・監事の選出)

第4条 選挙は正会員によって行われる。

2 選挙は現役員・監事の任期満了年度中の、役員会が決定する時期に行う。

第2章 役員会

(役員役割)

第5条 会長は、役員の中から副会長、委員長を指名することができる。

2 会長は必要に応じて正会員の中から顧問、特別委員会委員長を指名することができる。

3 役員会は総会・セミナーの幹事を、正会員の中から年度毎に1名指名することができる。

第3章 委員会

(種別)

第6条 委員会は、会長がその年の事業に基づき設置する。

2 各委員会の委員長、委員は会長が役員の中から指名する。

3 事業の特異性に応じ必要な場合、会長決裁により臨時的に特別委員会の設置を行なう。

(内規)

第7条 各委員会において必要に応じ、内規を作成する。

第4章 総会・セミナー

(幹事の役割)

第8条 幹事は総会・セミナーの開催準備のため、会場、宿泊、レクリエーションなどの手配を行う。

第5章 会費

(年会費)

第9条 年会費は以下の式により算出し、毎年役員会で決定、承認された額とする。

$$\text{年会費} = (\text{支出予算}^* - \text{繰越誤差}) \div \text{会員数}^{**}$$

$$\text{繰越誤差} = \text{繰越金}^{***} - \text{支出予算の} 40\%^{****}$$

*：支出予算には支出予算該当年度から次年度への繰越予定金は含まれない

**：会員数は支出予算該当年度の前定会員数とする

***：繰越金は支出予算へ繰り越し予定の金額とする

****：支出予算の40%は、繰越予定金もしくは予備費として定義される

第6章 人件費・旅費

(報酬及び手当等)

第10条 役員に対し報酬を支払う。但し、報酬はいずれも年額とする。

- 2 報酬額の上限は、会長 30,000 円、副会長以下 20,000 円とする。
- 3 報酬額は、役員会の議を経て総会で承認することで決定する。

(出張旅費)

第11条 本会運営のための年間総人件費の支出は 50 万円を上限とする。

- 2 役員会出席の場合、役員の出張旅費は原則として交通費実費とする。
- 3 委員会出席の場合、委員の出張旅費は各委員会に割り当てられた予算の範囲内で、各委員会の内規に従い決定されたもの。

第7章 慶弔費

(対象)

第12条 原則として慶弔費の対象は会員本人とする。ただし、会長が必要と認めた場合には会員以外についてもその対象とできる。

- 2 義肢装具学会飯田賞本賞、厚生労働大臣表彰等の受賞については、役員会で協議の上、会長が必要と認めた場合に慶弔費の対象とできる。

(使途)

第13条 慶事は 5 千円程度の祝電とする。

- 2 弔事は 1 万円程度の香典とする。
- 3 受賞のお祝いは 1 万円程度の贈呈品とする。

第8章 細則の変更

(細則の変更)

第14条 この細則の変更は、役員会の議を経て総会で承認する。

平成 13 年 11 月改定
平成 21 年 10 月改定
平成 29 年 10 月改定
平成 30 年 11 月改定
令和 4 年 3 月改定